

令和 4 年度 地域公共交通確保維持改善計画（案）
 （地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

（策定年月日）令和 3 年 6 月 2 1 日

（協議会名称）弥富市地域公共交通活性化協議会

0. 地域公共交通確保維持改善計画の名称

弥富市地域公共交通確保維持改善計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

■市内の公共交通網

- ・現在の市内の公共交通は、鉄道では名古屋市への通勤・通学を始め周辺都市への交通手段として JR 関西本線（弥富駅）、近鉄名古屋本線（近鉄弥富駅、佐古木駅）が東西に横断し、名鉄尾西線（弥富駅、五之三駅）が北進している。
- ・市内の大部分の公共交通サービスを担っているバス路線は、北部、南部、東部の 3 つのルートで運行するきんちゃんバス（コミュニティバス）のほか、飛島公共交通バス蟹江線や木曾岬町自主運行バスが運行している。そのうち、飛島公共交通バス蟹江線が地域間幹線系統として、蟹江線に接続する東部ルートがフィーダー系統として国庫補助を受けて運行している。また、きんちゃんバス全ルートが近鉄弥富駅で、北部ルート及び東部ルートは佐古木駅でも鉄道と接続している。

■目的

- ・平成 21 年 7 月に弥富市地域公共交通活性化協議会を発足し、平成 22 年 3 月に「弥富市地域公共交通総合連携計画」を策定し、平成 22 年 6 月 21 日より地域公共交通活性化・再生総合事業の計画事業として、通学・通勤・通院・買い物など市民生活のための移動手段の確保、公共交通空白地域の解消を目的として新たにコミュニティバスの実証運行を開始した。また、平成 24 年 4 月より地域公共交通活性化・再生総合事業の計画事業（経過措置）としての実証運行を終了し、本格運行へと移行した。平成 28 年 3 月には「弥富市地域公共交通網形成計画」を策定し、「市民生活と地域を支える持続可能な地域公共交通の確保・維持」という基本方針の下、まちづくり等の上位・関連計画と連携するとともに、地域特性や利用者特性に応じた継続的な改善を行い、使いやすく環境にもやさしい地域公共交通として確保・維持することを目的としている。
- ・なお、令和 3 年 3 月に新計画として「弥富市地域公共交通計画」を策定した。

■必要性

- ・利用者総数は少ないものの本格運行開始以降増加傾向を維持しており、令和 2 年度の利用者実態調査等の結果では「利用者の約 8 割が 65 歳以上の高齢者で、買い物や通院、公共施設の利用目的の利用が多い」という特徴を把握されたことから、高齢者等交通弱者の交通手段確保として確保・維持していくことが必要である。また、「弥富市地域公共交通計画」に基づき、今後も市内バス運行の改善・充実のため、ニーズに即したダイヤの見直し、隣接する自治体との連携等の検討を行い、あわせて地域公共交通確保維持事業により、鉄道や飛島公共交通バスなどの幹線に接続し、市民生活と地域を支えるフィーダー系統として確保・維持していくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

「弥富市地域公共交通計画」における目標に基づくものとする。

※弥富市地域公共交通計画 P130～131

目標①：使いやすい地域公共交通網の形成による利用者数の維持・増加

	人/年					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
南部ルート	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
北部ルート	35,000	37,000	39,000	41,000	43,000	45,000
東部ルート	15,000	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000
全体	85,000	88,000	91,000	94,000	97,000	100,000

※年度は4月から翌年3月の決算年度としている。

目標②：利用促進策の展開等による新規利用者の獲得

新規利用者獲得数：毎年80人以上

目標③：利用者1人当たり運行経費の削減による持続性の確保

目標年（令和7年度）における利用者1人当たり運行経費：1,000円/人以下

目標④：収支率の改善による持続性の確保

目標年（令和7年度）における収支率：6.0%以上

目標⑤：住民意見交換会の実施による地域公共交通を創り、支える環境の形成

目標年（令和7年度）までの意見交換会の開催数：2回以上

(2) 事業の効果

「弥富市地域公共交通計画」に基づく取組みの推進により、コミュニティバスの運行を維持することが可能となり、高齢者等の通院や買い物等の市民の日常生活に必要な移動手段が確保され、高齢者等の外出が促進される。

また、市内鉄道との接続により、名古屋方面を始めとした通勤・通学や買い物に対応する公共交通ネットワークを構築することができ、クルマに過度に依存しない社会の構築にも繋がる。

3. 2の目標を達するために行う事業及びその実施主体

「弥富市地域公共交通計画」に基づき事業を実施するものとする。

※弥富市地域公共交通計画 P131～

基本理念・基本方針と対応目標

基本理念	市民生活と地域を支える持続可能な地域公共交通の確保・維持		
基本方針	基本方針1:地域特性や利用特性に応じた使いやすい地域公共交通網の形成	基本方針2:継続的な利用促進策等の取組みの展開による地域公共交通の維持・活性化	基本方針3:地域や行政、交通事業者等が協働・連携し、持続可能な地域公共交通を創り、支える環境の形成
目標①	○	○	
目標②	○	○	
目標③	○	○	
目標④	○	○	
目標⑤			○

基本方針と施策の方向性

基本方針	施策の方向性
基本方針1 地域特性や利用特性に応じた使いやすい地域公共交通網の形成	1) 地域特性や利用特性に応じた改善
	2) 乗り継ぎ環境の改善
	3) 福祉施策との連携
	4) 周辺自治体との連携
基本方針2 継続的な利用促進策等の取組みの展開による地域公共交通の維持・活性化	1) 料金負担の軽減
	2) 分かりやすい情報提供
	3) 利用するきっかけの創出
基本方針3 地域や行政、交通事業者等が協働・連携し、持続可能な地域公共交通を創り、支える環境の形成	1) 多様な主体の協働・連携
	2) 地域公共交通を創り、支える

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付	
① 系統の概要	<p>市域全体 … 別紙「バス路線図」参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北部ルート … 総合福祉センター ～ 総合福祉センター (経由地：近鉄弥富駅・佐古木駅) ・ 南部ルート … 総合福祉センター ～ 総合福祉センター (経由地：近鉄弥富駅・西部臨海部) ・ 東部ルート … 総合福祉センター ～ 総合福祉センター (経由地：近鉄弥富駅・佐古木駅) <p>(飛島公共バス接続バス停：亀ヶ地・善太橋西)</p> <p>路線図 … 別紙「バス路線図」参照</p>
② 予定している時刻表	… 別紙「バス時刻表」参照
③ 運行事業者の決定方法	<p>バス運行の事業者選定については、過去に弥富市内の路線バス運行を行っておりこの地域に精通していること、市内やこの地域に路線をもつ唯一の乗合バス事業者であること、今後隣接する自治体との連携の検討を考えているなか隣接自治体の運行委託を行いバスダイヤや路線の調整の際に同じ事業者であれば、調整が進めやすいこと等を総合的に評価し、三重交通（株）を選定した。</p>
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者	
弥富市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。	
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称	
三重交通（株）	
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法【協議会を補助対象事業者とする場合のみ】	
該当なし	
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	

11. 外客来訪促進計画との整合性【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 協議会の開催状況と主な議論
<p>令和2年6月25日 第1回弥富市地域公共交通活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度地域公共交通確保維持改善計画案について承認 ・利用実態等各種調査の内容について承認 <p>令和2年10月26日 第2回弥富市地域公共交通活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種調査結果、買い物支援サービスについて報告 ・地域公共交通網形成計画について <p>令和2年12月24日 第3回弥富市地域公共交通活性化協議会（書面決議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用実態調査、モニタリング調査等各種調査結果について報告 ・令和元年度地域公共交通確保維持改善事業・事業（自己）評価について承認 ・買い物支援サービスについて承認 <p>令和3年3月24日 第4回弥富市地域公共交通活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画について承認 ・令和3年度事業計画及び予算について承認 ・南部地域における急行バス社会実験運行について承認 <p>令和3年6月21日 第1回弥富市地域公共交通活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度地域公共交通確保維持改善計画案について承認（予定） ・利用実態等各種調査の内容について承認（予定） ・南部地域における急行バス社会実験運行について承認（予定）

18. 利用者等の意見の反映状況	
<p>弥富市地域公共交通活性化協議会の構成員には、市民又は利用者の代表として、区長会、民生・児童委員協議会、福寿会、女性の会、名古屋港西部臨海地帯企業連絡協議会等の代表者や公募委員2名が委員として参加している。また、弥富市地域公共交通活性化協議会の場で検討協議した結果を踏まえて本計画を策定した。</p>	
19. 協議会メンバーの構成員	
市民及び利用者の代表	区長会長 民生・児童委員協議会会長 福寿会会長 女性の会代表 名古屋港西部臨海地帯企業連絡協議会会長 公募委員（2名）
学識経験者	（公財）豊田都市交通研究所主幹研究員
愛知運輸支局長又はその指名する者	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官
愛知県の関係行政機関の職員	愛知県都市・交通局交通対策課担当課長 愛知県海部建設事務所維持管理課長 愛知県蟹江警察署交通課長
一般旅客自動車運送事業者及び関係団体職員	（公社）愛知県バス協会専務理事 名古屋タクシー協会専務理事 三重交通（株）桑名営業所長 名古屋近鉄タクシー（株）営業部長
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	愛知県交通運輸産業労働組合協議会議長
市職員	弥富市市長 弥富市副市長
市長が必要と認める者	飛島村総務部長 木曾岬町危機管理課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 弥富市前ヶ須町南本田 335 番地
（所 属） 弥富市役所市民生活部市民協働課
（氏 名） 富居
（電 話） 0567-65-1111 内線(434)
（e-mail） anzen@city.yatomi.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダーシステム)

令和4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 別 措 置	地域内フィーダーシステム (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点				運行態様の別	基準ハで該 当する要件	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
弥富市	三重交通株式会社	(1) 北部ルート(B)	近鉄 弥富駅南口	総合福祉センター 栗田田・平島中野カマウ	近鉄 弥富駅北口	循環 往 22.4 Km 復	294 日 294.0 回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワークの近畿 日本鉄道弥富駅及び佐古木駅と接続 (兼線に配慮したダイヤ設定)	③
	三重交通株式会社	(2) 北部ルート(D)	総合福祉 センター	イオンタウン 近鉄弥富駅南口・豊前病院	総合福祉 センター	循環 往 24.2 Km 復	294 日 294.0 回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワークの近畿 日本鉄道弥富駅及び佐古木駅と接続 (兼線に配慮したダイヤ設定)	③
	三重交通株式会社	(3) 南部ルート(A)	総合福祉 センター	近鉄弥富駅南口・豊前病院 大日本木材防腐	総合福祉 センター	循環 往 52.0 Km	236 日 236.0 回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワークの近畿 日本鉄道弥富駅と接続(兼線に配慮し たダイヤ設定)	③
	三重交通株式会社	(4) 南部ルート(B)	総合福祉 センター	東末広 近鉄弥富駅南口・弘道中学校	総合福祉 センター	循環 往 45.0 Km	285 日 619.0 回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワークの近畿 日本鉄道弥富駅と接続(兼線に配慮し たダイヤ設定)	③
	三重交通株式会社	(5) 南部ルート(C)	総合福祉 センター	弥富中学校 大日本木材防腐	総合福祉 センター	循環 往 45.0 Km	285 日 855.0 回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワークの近畿 日本鉄道弥富駅と接続(兼線に配慮し たダイヤ設定)	③
	三重交通株式会社	(6) 南部ルート(D)	総合福祉 センター	近鉄弥富駅南口・弥富中学校 大日本木材防腐	近鉄 弥富駅南口	循環 往 36.3 Km	243 日 121.5 回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワークの近畿 日本鉄道弥富駅と接続(兼線に配慮し たダイヤ設定)	③
	三重交通株式会社	(7) 南部ルート(E)	近鉄 弥富駅南口	川崎重工	大日本 木材防腐	往 15.7 Km	243 日 121.5 回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワークの近畿 日本鉄道弥富駅と接続(兼線に配慮し たダイヤ設定)	③
	三重交通株式会社	(8) 南部ルート(F)	西末広	芝井	近鉄 弥富駅南口	往 15.2 Km	243 日 121.5 回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワークの近畿 日本鉄道弥富駅と接続(兼線に配慮し たダイヤ設定)	③
	三重交通株式会社	(9) 南部ルート(G)	西末広	芝井 近鉄弥富駅南口	総合福祉 センター	往 19.3 Km	294 日 147.0 回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワークの近畿 日本鉄道弥富駅と接続(兼線に配慮し たダイヤ設定)	③
	三重交通株式会社	(10) 南部ルート(H)	トレニング センター	鍋田支所 弥富中学校	近鉄 弥富駅南口	往 14.5 Km	243 日 121.5 回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワークの近畿 日本鉄道弥富駅と接続(兼線に配慮し たダイヤ設定)	③
	三重交通株式会社	(11) 南部ルート(I)	トレニング センター	鍋田支所・弥富中学校 近鉄弥富駅南口	総合福祉 センター	往 18.6 Km	243 日 121.5 回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワークの近畿 日本鉄道弥富駅と接続(兼線に配慮し たダイヤ設定)	③
	三重交通株式会社	(12) 南部ルート(U)	トレニング センター	南二毛の里・弥富中学校 近鉄弥富駅南口	総合福祉 センター	往 20.3 Km	51 日 25.5 回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワークの近畿 日本鉄道弥富駅と接続(兼線に配慮し たダイヤ設定)	③
	三重交通株式会社	(13) 南部ルート(N)	近鉄 弥富駅南口	芝井	トレニング センター	往 17.0 Km	294 日 268.5 回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワークの近畿 日本鉄道弥富駅と接続(兼線に配慮し たダイヤ設定)	③
	三重交通株式会社	(14) 南部ルート(O)	近鉄 弥富駅南口	弥富中学校	鍋田	往 11.6 Km	243 日 121.5 回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワークの近畿 日本鉄道弥富駅と接続(兼線に配慮し たダイヤ設定)	③
	三重交通株式会社	(15) 南部ルート(P)	総合福祉 センター	弥富中学校	鍋田	往 15.1 Km	51 日 25.5 回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワークの近畿 日本鉄道弥富駅と接続(兼線に配慮し たダイヤ設定)	③
	三重交通株式会社	(16) 東部ルート(A)	総合福祉 センター	弥富中学校 十田山福祉センター・佐古木駅 近鉄弥富駅南口	総合福祉 センター	循環 往 33.0 Km	294 日 831.0 回		路線定期運行	①	地域間幹線系統の東海バス賀江線と 接続(兼線に配慮したダイヤ設定)	③
	三重交通株式会社	(17) 東部ルート(B)	近鉄 弥富駅南口	近鉄弥富駅南口	総合福祉 センター	循環 往 28.5 Km 復 27.9 Km	294 日 294.0 回		路線定期運行	①	地域間幹線系統の東海バス賀江線と 接続(兼線に配慮したダイヤ設定)	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。